

新	旧
長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金 交付要綱 （平成 27 年 6 月 25 日付け 27 介第 174 号健康福祉部長通知） 【一次改正】～【十二次改正】（略） <u>【十三次改正】（令和 7 年 11 月 26 日付け 7 介第 753 号健康福祉部長通知）</u> 第 1（略） 第 2 この補助金の対象となる事業は次の事業とする。また、対象施設、補助 単価、補助基準、単位、補助率、対象経費及び県からの補助金の交付対象者 （以下「補助事業者」という。）は別表のとおりとする。 （1）地域密着型サービス等整備等助成事業 ア 地域密着型サービス等整備助成事業 別表の（1）アの 1 に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所 を含む。）の整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部 として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実 施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部とし て市町村が補助する事業 整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう（<u>（1）オ、カ、 キ</u>、（7）の事業を除き、以下同じ。）。 表（略） イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備 事業 別表の（1）イの 1 に掲げる対象施設の大規模修繕又は耐震化整備につ	長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金 交付要綱 （平成 27 年 6 月 25 日付け 27 介第 174 号健康福祉部長通知） 【一次改正】～【十二次改正】（略） <u>（新設）</u> 第 1（略） 第 2 この補助金の対象となる事業は次の事業とする。また、対象施設、補助 単価、補助基準、単位、補助率、対象経費及び県からの補助金の交付対象者 （以下「補助事業者」という。）は別表<u>1</u>のとおりとする。 （1）地域密着型サービス等整備等助成事業 ア 地域密着型サービス等整備助成事業 別表<u>1</u>の（1）アの 1 に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業 所を含む。）の整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一 部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が 実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部と して市町村が補助する事業 整備とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう（（7）の事業 を除き、以下同じ。）。 表（略） イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化 整備事業 別表<u>1</u>の（1）イの 1 に掲げる対象施設の大規模修繕又は耐震化整備に

新	旧
いて、別表の（１）イ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 別表の（１）ウの１に掲げる対象施設の災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型施設等の改築を行う事業について、別表の（１）ウ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 <u>エ 公用地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業</u> <u>別表の（１）エの１に掲げる対象施設のために代替施設の整備を行う事業について、別表の（１）エ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業、又は別表の（１）エの１に掲げる対象施設のために別表の（１）エ 備考の条件を満たして県が代替施設の整備を行う事業</u> <u>オ 都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業</u> <u>別表の（１）アの１に掲げる対象施設であって都市部等に所在するもの（以下、本事業において「小規模な介護施設等」という。）から、別表の（１）オの１に掲げる対象施設（以下、本事業において「大規模な介護施設等」</u>	ついて、別表<u>１</u>の（１）イ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 ウ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業 別表<u>１</u>の（１）ウの１に掲げる対象施設の災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型施設等の改築を行う事業について、別表<u>１</u>の（１）ウ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

新	旧										
という。)への転換について、別表の(1)オ備考の条件を満たす場合に、 <u>県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業</u> <u>転換とは、小規模な介護施設等を大規模な介護施設等とするために行う整備であって、次の表に掲げるものをいう。</u>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 467 300 515">整備区分</th><th data-bbox="300 467 1111 515">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 515 300 659"><u>増築 (床)</u></td><td data-bbox="300 515 1111 659"><u>定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="143 659 300 906"><u>増改築</u></td><td data-bbox="300 659 1111 906"> <u>定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用も対象とすることができる。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="143 906 300 1193"><u>創設 (開設)</u></td><td data-bbox="300 906 1111 1193"> <u>定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。</u> <u>※ 既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="143 1193 300 1337"><u>改修</u></td><td data-bbox="300 1193 1111 1337"><u>小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）</u></td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	<u>増築 (床)</u>	<u>定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。</u>	<u>増改築</u>	<u>定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用も対象とすることができる。</u>	<u>創設 (開設)</u>	<u>定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。</u> <u>※ 既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。</u>	<u>改修</u>	<u>小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）</u>	
整備区分	整備内容										
<u>増築 (床)</u>	<u>定員29人以下の特別養護老人ホームを30人以上の特別養護老人ホームにする場合等、既存の小規模な介護施設等の定員を増員し大規模な介護施設等に転換するための整備をすること。</u>										
<u>増改築</u>	<u>定員29人以下の特別養護老人ホームの全部又は一部を取り壊して定員30人以上の特別養護老人ホームとする場合等、既存の小規模な介護施設等を取り壊して新たに大規模な介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用も対象とすることができる。</u>										
<u>創設 (開設)</u>	<u>定員29人以下の介護老人保健施設から定員30人以上の介護医療院に転換する場合等、既存の小規模な介護施設等が行っていた事業の全部又は一部を取り止め大規模な介護施設等を新たに整備すること。</u> <u>※ 既存の小規模な介護施設等の取り壊しを含み、当該取り壊し費用も対象とすることができる。</u>										
<u>改修</u>	<u>小規模な介護施設等から大規模な介護施設等への転換であって、増築（床）、増改築、創設（開設）に該当しないもの（躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの）</u>										

新	旧				
<u>カ 中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業</u> <u>別表の（１）カの１に掲げる対象施設のダウンサイジングについて、別表の（１）カ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業</u> <u>ダウンサイジングとは、次にいずれかのために行われる整備であって、次の表に掲げるものをいう。</u> <u>・別表の（１）カの１に掲げる大規模な介護施設等の定員を１割以上減少させるもの（減少の結果、定員29人以下の地域密着型施設等になる場合を含む。）</u> <u>・別表の（１）カの１に掲げる小規模な介護施設等のうち、区分①に該当する対象施設の定員を１割以上減少させるもの</u> <u>・別表の（１）カの１に掲げる小規模な介護施設等のうち、区分②に該当する対象施設の定員（小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模型居宅介護事業所については宿泊定員とする。）を減少（定員の定めがないものについては事業規模の縮小をいう。）させるもの</u> <u>なお、ダウンサイジングには、当該介護施設等において提供される介護サービス等の全部又は一部を他の介護サービス等とすることを含むものとし、その場合は、転換前の定員と転換後の定員（ダウンサイジング後の介護施設等が複合型の介護施設等となる場合は、当該介護施設等の定員の総計とする。）とを比較して１割以上減少しているかを判断する。</u> <table border="1" data-bbox="143 1189 1111 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 1189 300 1236">整備区分</th><th data-bbox="300 1189 1111 1236">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 1236 300 1430"><u>改築</u></td><td data-bbox="300 1236 1111 1430"> <u>既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用を対象とすることができる。</u> </td></tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	<u>改築</u>	<u>既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用を対象とすることができる。</u>	<u>（新設）</u>
整備区分	整備内容				
<u>改築</u>	<u>既存の介護施設等の定員を減員するための整備又は既存の介護施設等を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。</u> <u>※ 取り壊し費用を対象とすることができる。</u>				

新		旧
改修	既存の介護施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。	(新設)
キ 介護施設等の集約・再編支援事業		
別表の（１）キの１に掲げる対象施設であって都市部等又は中山間・人口減少地域等に所在するもの（以下、本事業において「介護施設等」という）の集約・再編を行う事業について、別表の（１）キ 備考の条件を満たす場合に、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業		
集約・再編とは、介護施設等をそれぞれの種別ごとに１（別表の（１）キの１において、定員29人以下と定員30人以上のどちらにも記載がある対象施設は、それぞれ１とする。）と数えた場合における、都市部等又は中山間・人口減少地域等における介護ニーズの変容に対応するために知事及び市町村の長が必要と認める次に掲げるいずれかのために行われる整備であって、次の表に掲げるものをいう。		
・ 2以上の介護施設等を合築又は併設し、同じ種別かつ合築又は併設前の介護施設等の数と同数以下の介護施設等とする場合 ・ 2以上の介護施設等を統廃合し、統廃合前の介護施設等の種別と全部又は一部が異なる種別の介護施設等を整備する場合（原則として合築又は同一敷地内のものに限る。）		
整備区分	整備内容	
改築	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を取り壊して新たに介護施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用を対象とすることができる。	

新		旧
	※2 既存の介護施設等を移転（既存の介護施設等を取り壊すかは問わない。）して集約・再編を行う事業を含む。	
改修	既存の介護施設等の定員を増員又は減員するための整備又は既存の介護施設等の全部又は一部を集約・再編するために行う整備であって、躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）を行うもの。	
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 別表の（2）アの1に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の開設準備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業 別表の（2）イの1に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）が、別表の（1）イ 備考の①又は②に該当する大規模修繕（（1）イの助成を受けているかは問わない。）を実施する際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 ウ（略）		(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業 別表1の（2）アの1に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の開設準備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業 別表1の（2）イの1に掲げる対象施設（サテライト型居住施設・事業所を含む。）が、別表1の（1）イ 備考の①又は②に該当する大規模修繕（（1）イの助成を受けているかは問わない。）を実施する際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 ウ（略）

新	旧
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 別表の(3)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の用地確保のための定期借地権設定について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 別表の(4)アの1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の改修等について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業 別表の(4)イの1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 (5) 民有地マッチング事業 介護施設等((3)の助成対象となる施設をいう。)の整備等を促進するため、別表の(5)の1に掲げる事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業	(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業 別表<u>1</u>の(3)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の用地確保のための定期借地権設定について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 別表<u>1</u>の(4)アの1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の改修等について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 イ 介護施設等における看取り環境等整備推進事業 別表<u>1</u>の(4)イの1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 (5) 民有地マッチング事業 介護施設等((3)の助成対象となる施設をいう。)の整備等を促進するため、別表<u>1</u>の(5)の1に掲げる事業について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が実施する事業

新	旧
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 別表の(6)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)における感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備又は多床室の個室化(以下「簡易陰圧装置の設置等」という。)について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 (7) 介護職員の宿舎施設整備事業 介護人材(外国人を含む。)を確保するため、別表の(7)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の事業者が行う当該介護施設等に勤務する職員のための宿舎整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業 第3 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。 その他各事業における細目については、別表のとおりとする。 (1) (略) (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア (略) イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業 令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総	(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 別表1の(6)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)における感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備又は多床室の個室化(以下「簡易陰圧装置の設置等」という。)について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業、又は民間事業者が実施する事業に対して、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業 (7) 介護職員の宿舎施設整備事業 介護人材(外国人を含む。)を確保するため、別表1の(7)の1に掲げる対象施設(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の事業者が行う当該介護施設等に勤務する職員のための宿舎整備について、県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村又は民間事業者が実施する事業 第3 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。 その他各事業における細目については、別表のとおりとする。 (1) (略) (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ア (略) イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業 令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総

新	旧
合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。 ウ（略） （3）～（6）（略） 第4～第8（略） 第9 12月末日の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに進捗状況報告書（様式第7号）により知事に報告するものとする。ただし、12月末日時点において補助事業が補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までの完了見込みである場合は、この限りでない。 第10～第12（略） 附 則（略） 附 則（一次改正～十二次改正）（略） <u>附 則（令和7年11月26日付け7令第753号）</u> <u>（適用期日）</u> <u>この要綱は令和7年度の補助金から適用する。</u> 様式第1号～第10号（略）	合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・<u>別紙2</u>を準用する。 ウ（略） （3）～（6）（略） 第4～第8（略） 第9 12月末日の補助事業の遂行状況を、翌月の10日までに進捗状況報告書（様式第<u>7</u>号）により知事に報告するものとする。ただし、12月末日時点において補助事業が補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までの完了見込みである場合は、この限りでない。 第10～第12（略） 附 則（略） 附 則（一次改正～十二次改正）（略） <u>（新設）</u> 様式第1号～第10号（略）